

# 傍 聴 要 領

長崎県薬事審議会

## 1. 傍聴する場合の手続

- (1) 長崎県薬事審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する方は、審議会の開催予定時刻10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って審議会の会場に入室してください。
- (2) 傍聴希望者が、審議会開始前までに定員を越えた場合には、抽選といたします。

## 2. 審議会を傍聴するに当たっての守るべき事項

- (1) 審議会開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 会場において飲食などしないでください。
- (3) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長等が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 会場内では携帯電話等はマナーモードにするか、電源をお切りください。
- (5) その他、会場の秩序を乱したり、審議会の支障となる行為をしないでください。

## 3. 審議会の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は係員の指示に従ってください。なお、不明な点があれば係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が上記のことに違反した場合には、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。